

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第106号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第1章 二国間条約	第1章 二国間条約
1－1 通商関係条約	1－1 通商関係条約
(1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定（第3章の自由貿易協定を除く。以下本項において「条約」という。）で関税関係条項を含むものは、別紙1のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。	(1) 我が国との間に締結されている通商航海関係を規律した二国間条約又は協定（新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定（後記3－1）、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定（後記3－2）、経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定（後記3－3）、戦略的な経済上の連携に関する日本国とチリ共和国との間の協定（後記3－4）、経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（後記3－5）、経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（後記3－6）、経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定（後記3－7）、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（後記3－8）、経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（後記3－9）、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（後記3－10）、経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（後記3－11）、日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（後記3－12）、経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（後記3－13）及び経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（後記3－14）を除く。以下本項において「条約」という。）で関税関係条項を含むものは、別紙1のとおりであるが、これらの条項に基づく関税率の適用については、次による。なお、関税率以外の関税関係条項の実施に当たっては、国内法令どおり取り扱って差し支えない。
(2) (省略)	(2) (同左)
第3章 自由貿易協定	第3章 自由貿易協定
3－1 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(平成14年条約第16号)、新たな時代における経済	3－1 新たな時代における経済上の連携に関する日本国とシンガポール共和国との間の協定(平成14年条約第16号)、新たな時代における経済

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>上の連携に関する日本国とシンガポール協和国との間の協定を改正する議定書(平成19年条約第9号)</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>(1) 同協定に基づくシンガポールの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については、関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の4</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>3－2 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(平成17年条約第8号)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書(平成24年条約第3号)</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づく原産品に対する税率及び同協定第4章において定める原産地規則並びに同協定第39条、第48条及び第49条の規定において定める同協定に基づく原産地証明及び税関手続については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の4</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)。</p> <p>(省略)</p> <p>3－3 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(平成18年条約第7号)</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づくマレーシアの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接</p>	<p>上の連携に関する日本国とシンガポール協和国との間の協定を改正する議定書(平成19年条約第9号)</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>(1) 同協定に基づくシンガポールの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については、関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の2</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>3－2 経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定(平成17年条約第8号)、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定を改正する議定書(平成24年条約第3号)</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づく原産品に対する税率及び同協定第4章において定める原産地規則並びに同協定第39条、第48条及び第49条の規定において定める同協定に基づく原産地証明及び税関手続については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類の提出等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の2</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおり取り扱う(なお、関税関係通達の該当規定を参照。)。</p> <p>(同左)</p> <p>3－3 経済上の連携に関する日本国政府とマレーシア政府との間の協定(平成18年条約第7号)</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づくマレーシアの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の4</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>3－4 戰略的な経済上の連携に関する日本国とチリ協和国との間の協定（平成19年条約第8号） この協定の実施に際し、次のことに留意する。 同協定に基づくチリの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の4</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>	<p>適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の2</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>3－4 戰略的な経済上の連携に関する日本国とチリ協和国との間の協定（平成19年条約第8号） この協定の実施に際し、次のことに留意する。 同協定に基づくチリの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の2</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>
<p>3－5 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（平成19年条約第19号） この協定の実施に際し、次のことに留意する。 (1) 同協定に基づくタイの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の4</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>3－5 経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定（平成19年条約第19号） この協定の実施に際し、次のことに留意する。 (1) 同協定に基づくタイの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の2</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>3－6 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成20年条約第2号） この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p>	<p>3－6 経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定（平成20年条約第2号） この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>同協定に基づくインドネシアの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の4</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>3－7 経済上の連携に関する日本国とブルネイ共和国との間の協定（平成20年条約第6号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づくブルネイの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の4</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>	<p>同協定に基づくインドネシアの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の2</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>3－7 経済上の連携に関する日本国とブルネイ共和国との間の協定（平成20年条約第6号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づくブルネイの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の2</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>
<p>3－8 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（平成20年条約第12号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づく同協定締約国の原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の4</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>	<p>3－8 包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（平成20年条約第12号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づく同協定締約国の原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の2</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>
<p>3－9 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成20年条約第16号）</p>	<p>3－9 経済上の連携に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定（平成20年条約第16号）</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>(1) 同協定に基づくフィリピンの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の4</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>(2) （省略）</p> <p>3－10 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（平成21年条約第5号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>(1) 同協定に基づくスイスの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の4</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>(2)及び(3) （省略）</p> <p>3－11 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（平成21年条約第8号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づくベトナムの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の4</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>	<p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>(1) 同協定に基づくフィリピンの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の2</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>(2) （同左）</p> <p>3－10 日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定（平成21年条約第5号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>(1) 同協定に基づくスイスの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等の手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の2</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>(2)及び(3) （同左）</p> <p>3－11 経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（平成21年条約第8号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づくベトナムの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の2</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>3-12 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（平成23年条約第7号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づくインドの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の4</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>	<p>3-12 日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定（平成23年条約第7号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づくインドの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の2</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>
<p>3-13 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（平成24年条約第2号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>(1) 同協定に基づくペルーの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の4</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>3-13 経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定（平成24年条約第2号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>(1) 同協定に基づくペルーの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の2</u>に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p> <p>(2) (同左)</p>
<p>3-14 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（平成26年条約第19号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づくオーストラリアの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の4</u>に規</p>	<p>3-14 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定（平成26年条約第19号）</p> <p>この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づくオーストラリアの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の2</u>に規</p>

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。	定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。
3-15 経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定（平成27年条約第1号） この協定の実施に際し、次のことに留意する。 同協定に基づくモンゴルの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については <u>関税暫定措置法第12条の4</u> に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。	3-15 経済上の連携に関する日本国とモンゴル国との間の協定（平成27年条約第1号） この協定の実施に際し、次のことに留意する。 同協定に基づくモンゴルの原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については <u>関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については<u>関税暫定措置法第12条の2</u></u> に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。
3-16 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 この協定の実施に際し、次のことに留意する。 (1) 同協定に基づく同協定原産品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原産品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については <u>関税暫定措置法第12条の4</u> に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。	(新規)
(2) 同協定第2章（内国民待遇及び物品の市場アクセス）中、附属書2-D第B節及び付録Cに規定する「関税率の差異」は、附属書2-D（日本国の関税率表）において、締約国毎に異なる税率が設定されている品目について適用され、その取扱いについては以下のとおりである。 イ 同協定附属書2-D付録Cに掲げる产品（税率差が3パーセントを超える従価税の物品及び従価税以外の物品） (イ) 同協定第3章（原産地規則及び原産地手続）附属書3-D（品目別原産地規則）に定める加工の要件又は関税分類の変更の	

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>要件に従い、原産品としての資格を取得した产品については、当該關稅分類変更が行われた国又は加工工程が行われた国の税率</p> <p>(口) 同協定第3・2条（原産品）の(a)若しくは(b)の物品、又は 附属書3-D（品目別原産地規則）に定める域内原産割合の要件 に従って原産品としての資格を取得した場合は、特惠待遇の要求 に係る生産工程の中で最大の価額が付加された締約国の税率</p> <p>(ハ) (イ)の規定にかかわらず、当該原産品（部分品から組み立てられる第84類から第91類までの各類に分類される产品を除く。） が、同協定附属書3-D（品目別原産地規則）に定める關稅分類 の変更の要件に従い、原産品としての資格を取得した場合において、当該原産品の生産に使用された材料が次のいずれかに分類さ れるときは、当該材料が生産された締約国からの当該原産品につ いて適用される關税率を適用する。</p> <p>(イ) 完成品と同一の類（関連する要件が類の変更に基づくもので ある場合）</p> <p>(ii) 完成品と同一の項（関連する要件が項の変更に基づくもの である場合）</p> <p>(iii) 完成品と同一の号（関連する要件が号の変更に基づくもの である場合）</p> <p>(ニ) (イ)から(ハ)の規定の適用によって決定されない場合、又は品 目別原产地規則が、加工の要件又は關稅分類の変更の要件と共に 域内原産割合の要件を満たすことを要求する場合には、特惠待遇 の要求に係る生産工程の中で最大の価額が付加された締約国から の当該原産品について適用される關税率を適用する。</p> <p>口 イ以外の物品（税率差が3パーセント以下の從価税の产品） 軽微な作業以外の最終生産工程が行われた締約国の原産品に対する 關税率 「軽微な作業」とは以下のものをいう。</p> <p>(イ) 輸送又は保管のために产品を良好な状態に保存することを確 保する作業</p> <p>(ロ) 包装、再包装、貨物の仕分又は产品を小売用にすること (瓶、缶、フラスコ、袋、ケース又は箱に詰める作業を含む。)。</p>	

新旧対照表

【条約等基本通達（昭和47年3月1日蔵関第106号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(ハ) 產品の特性を実質的に変更しない水又は他の物質による単なる希釈</p> <p>(ニ) セット、詰合せ、キット又は複合的な產品を構成することを意図した產品の収集</p> <p>(ホ) (イ)から(ニ)までに規定する作業の組み合わせ</p> <p>ハ 上記イ及びロにかかわらず、輸入者が次のいずれかの税率の適用を要求することを認める。</p> <p>(イ) いずれかの締約国の税率のうち最も高い税率</p> <p>(ロ) 生産工程が行われたいずれかの締約国の税率のうち最も高い税率</p>	
<p>3-17 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定 この協定の実施に際し、次のことに留意する。</p> <p>同協定に基づく欧州連合の原產品に対する税率、原産地認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書により直接適用することとし、原産地確認のための証明書類等手続規定については関税法施行令第61条に、締約国原產品であることの確認及び関税上の特恵待遇の否認に係る規定については関税暫定措置法第12条の4に規定があるので、その実施に当たっては、これらの規定どおりに取り扱う（なお、関税関係通達の該当規定を参照。）。</p>	(新規)